

学童保育の「従うべき基準」を参酌化する児童福祉法は改定されましたが…

パブリックコメントに、一人ひとりの意見を 一つでも多く届けましょう！ 締め切りは 7 月 23 日です

愛知学童保育連絡協議会 会長 江坂 佳代子

厚生労働省は、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、基準省令）の一部を改正する省令案についての意見募集（締切 7 月 23 日）を行っています。第 9 次地方分権一括法案のなかで、学童保育の「従うべき基準」を参酌化する児童福祉法が改定されたことによるものです。

愛知学童保育連絡協議会は全国学童保育連絡協議会と共に「従うべき基準」の参酌化について、子どもの命と安全、安心できる「生活の場」を保障するという観点から、学童保育の質の低下、市町村格差の拡大を危惧し、「従うべき基準」の堅持を強く求めてきました。残念ながら、改定された児童福祉法は 2020 年 4 月 1 日に施行されます。しかしパブリックコメントは、私たちの意見・考え・要望を発信する貴重な機会となります。例文も準備しましたので、ぜひ、一人でも多く、ひとつでも多く、一人ひとりの意見を届けましょう！

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第 9 次地方分権一括法案）

第 9 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 8 の 2 第 2 項中『放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については』を削る。

→「第 34 条の 8 の 2 前項の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。」となりました。

附則

（施行期日） 第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。3 第 2 条、第 4 条、第 9 条及び第 12 条の規定並びに附則第 5 条及び第 6 条（第 1 号に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成 32 年 4 月 1 日（放課後児童健全育成事業に関する検討） 第 5 条 政府は、附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途として、第 9 条の規定による改正後の児童福祉法の規定の施行の状況について児童福祉法第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業の適切な実施並びに当該放課後児童健全育成事業の内容及び水準の向上を図る観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第 1 条第 1 項について、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の区分を削除し、基準省令で定める基準を全て「参酌すべき基準」とする。

*例文

◎前文 1

放課後児童支援員の資格が参酌化すると、資格を持たない学童保育指導員の配置も可能になります。

○前文 1-1

子どもが「ただいま」と帰ってきたときに、子どもの体調等を視診しながら「おかえり」と受けとめるには高い専門性が必要です。

○前文 1-2

学童保育での生活では、子どもの「あそびたい」「ゆっくりしたい」という相反する一人ひとりの要求をどう受けとめ、集団の生活をどうつくっていくかは、子どもが学童保育に行きたいと思う気持ちをもてるかに通じる、高い専門性を持つ保育です。

○前文 1-3

体調が悪くても動き回る子どもはいます。そういう子どもの体調や気持ちをどう受けとめ、どう判断し、どう子どもに接するかは専門的的力量が必要ですし、その専門的的力量が無いと不安で子どもを託せません。

●結び文 1

少なくとも資格要件は、全国一律の最低水準を持ち、市町村がそれを上回る資格にしていくことが、子どもにも保護者にも重要なことと考えます。

●結び文 1-1

資格要件は「従うべき基準」に戻すことが重要と考えます。

●結び文 1-2

資格者が足りない現状もありますので、一定資格者が確保されるまでは、国として猶予期間を延ばしてください。また、延ばすことで市町村に条例を変更しないよう働きかけることが、「従うべき基準」をなくすことへの対応と考えます。

○前文 2

学童保育指導員の配置が参酌化されると、1人での保育も可能になります。万が一、救急車を呼ぶようなことが起こった場合、学童保育指導員は救急車に乗れば、残った子どもが子どもだけになりますし、学童保育に残れば救急車で運ばれる子どもは保護者が到着するまで1人の状態になります。

また、日常的にも保護者が迎えに来られた時でも、学童保育指導員が1人なら、保育のことを伝えることもできません。

●結び文 2-1

これらのことから、常時2人以上の配置は必要ですので、配置基準（員数）は「従うべき基準」に戻すべきと考えます。

●結び文 2-2

1人配置で、たとえば学童保育指導員がトイレに行けば、その瞬間おとなの目はなくなります。子どもの事故は一瞬で起こることからも、学童保育指導員の1人配置はありえません。配置基準（員数）は「従うべき基準」に戻すべきと考えます。

*送り方

- ◇ 意見は、個人としてでも団体としてでも提出することが可能です。保護者（会）・学童保育指導員（会）、連協等多くの声を挙げましょう。
- ◇ 例文はあくまでも参考です。自身のこと、学童保育のことを実態も含めて書きましょう。
- ◇ 資格がなくなることは、学童保育指導員の保障もなくなっていくことにつながります。

学童保育指導員が職業として成り立つかどうかを考えて、意見を書くのも1つの方法です。

- ◇ メール、郵送、FAXで意見提出が可能です。個人は氏名・住所・連絡先及び職業を、団体・法人は団体名・所在地及び連絡先を明記することになります。
郵送、FAXで意見を出す場合は、次ページの様式が使えます。
メールの場合は、こちらから意見を書き込めます↓。

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190095&Mode=0>

☆意見書

案件番号	495190095
案件名	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令案に関するご意見の募集について
所管府省・部局名等	厚生労働省子ども家庭局子育て支援課 電話：03-3595-2598 FAX：03-3595-2749

住所（法人・団体の場合は主たる事業所の住所）	〒
氏名（法人・団体の場合は法人・団体名、意見提出者の氏名）	
連絡先電話番号	

提出意見：

締め切り：7月23日